



平成 29 年 3 月 23 日

各 位

株 式 会 社 光 彩 工 芸  
代 表 取 締 役 社 長 深 沢 栄 二  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 8 7 8 )  
問 合 せ 先  
管 理 部 経 理 課 課 長  
前 田 直 人  
T E L 0 5 5 1 - 2 8 - 4 1 8 1

## 株式併合、単元株式数の変更及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年4月27日開催予定の第50回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、株式併合（以下「本株式併合」といいます。）、単元株式数の変更及び定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所（JASDAQ市場）に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、本株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

##### (2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成29年8月1日（火）をもって、平成29年7月31日（月）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年1月31日現在）	3,960,000株
株式併合により減少する株式数	3,564,000株
株式併合後の発行済株式総数	396,000株

④効力発生日における発行可能株式総数 1,584,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様166名（その所有株式数の合計は210株）が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

平成29年1月31日現在の株主構成の割合

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,140名（100.0%）	3,960,000株（100.0%）
10株未満所有株主	166名（14.56%）	210株（0.01%）
10株以上所有株主	974名（85.44%）	3,959,790株（99.99%）

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

（5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合に伴い、効力発生日（平成29年8月1日）をもって、下記のとおり、発行可能株式総数が変動いたします。

効力発生日前の発行可能株式総数	効力発生日（平成29年8月1日）における発行可能株式総数
13,000,000株	1,584,000株

（6）株式併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案及び下記3.の定款の一部変更に係る議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

上記「1.（1）株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 変更の内容

平成29年8月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案及び下記3. の定款の一部変更に係る議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

①商号変更について

当社は1967年に設立し、主にジュエリーパーツと中心にジュエリー業界のインフラを支え、国内および海外へ製品を供給してまいりました。本年4月1日に創立50周年を迎えます。100年企業に向け、新たな50年を歩んでまいります。

経営理念である「技術革新をバックボーンにジュエリーづくりのフロンティアを広げます」のもと、より一層飛躍するべく、定款第1条に定める商号を「株式会社 光・彩」に変更するものです。

なお、本変更につきましては、平成29年8月21日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当核附則を削除するものといたします。

②単元株式数変更について

第2号議案(1)株式併合の目的に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するべく、現行定款第6条(単元株式数)を変更するものです。あわせて、株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少するべく、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものです。

なお、本変更につきましては、平成29年8月1日(第2号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日)をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当核附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、(1)②「単元株式数変更について」は、「第2号議案株式併合の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>光彩工芸</u> と称し、英文では、 <u>KOSAIKOGEI CO., LTD.</u> と表示する。 第2条～第4条 (条文省略) 第2章 株式 (発行可能株式総数)	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>光・彩</u> と称し、英文では、 <u>Kohsai Co., Ltd.</u> と表示する。 第2条～第4条 (条文省略) 第2章 株式 (発行可能株式総数)

<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>13,000,000株</u>とする。 (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 (新設)</p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,584,000株</u>とする。 (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 <u>附則</u> <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> 第3条 <u>第1条の変更は、平成29年8月21日をもってその効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</u> 第4条 <u>第5条及び第6条の変更は、平成29年8月1日をもってその効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成29年3月23日(木)
定時株主総会開催日	平成29年4月27日(木)
株式併合の効力発生日	平成29年8月1日(火)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年8月1日(火)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年8月1日(火)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年8月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映される日は平成29年7月27日です。

#### 【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
	受付時間 平日 9時～17時

以上